

令和3年6月22日
東北地方整備局東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動等について
～ 令和2年度活動結果と令和3年度活動方針～

東北地方整備局では、平成19年4月に「建設業法令遵守推進本部（本部長：東北地方整備局長 梅野修一）」を設置し、建設企業や一般の方から寄せられる情報を基に立入検査を実施するなど、建設業における法令遵守の徹底を図っているところです。今般、令和2年度の活動結果をとりまとめ、令和3年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

令和3年度は、昨年10月に施行された改正建設業法のさらなる周知に加え、担い手確保に向けた環境整備、各種相談窓口の周知・活用促進を図ります。

なお、立入検査の実施や講習会・研修会等の開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況等を注視しつつ、適切な対応を図ります。

令和2年度の活動結果（詳細は【別紙1】）

1. 通報・相談件数	130件（152件）
2. 立入検査実施件数	27社（86社）
3. 監督処分・勧告件数	
・ 監督処分（指示）	2社（1社）
・ 行政指導（勧告）	7社（5社）

※（ ）は前年度の数値

令和3年度の活動方針（詳細は【別紙2】）

活動方針の取組項目

- ①各種相談窓口等の周知と法令違反情報の収集等
- ②立入検査及び報告徴取の実施
- ③各県との更なる連携強化
- ④建設業の法令遵守に関する周知
- ⑤建設業取引適正化推進期間の実施

立入検査時の重点事項

- | | |
|-------------|----------------------|
| ①書面による契約の締結 | ②技能労働者への適切な水準の賃金支払い |
| ③著しく短い工期の禁止 | ④下請代金の支払手段 |
| ⑤一人親方問題への対策 | ⑥建設業を支える優秀な担い手の確保・育成 |
- （その他）新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知

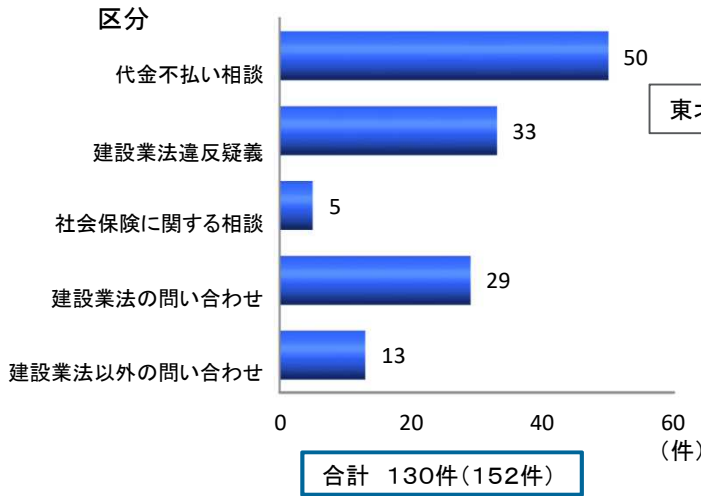
<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 電話：022-225-2171（代表）
建設業法令遵守推進本部（建政部 建設産業課内）
建政部 建設業適正契約推進官 大崎 達成（おおさき たつなり）（内線6119）
課長補佐 秋元 学（あきもと まなぶ）（内線6146）

令和2年度の活動結果

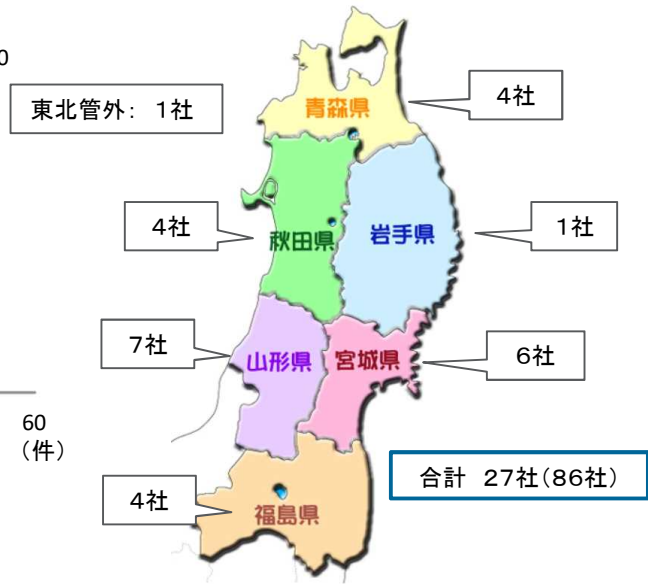
受付した通報・相談内容の件数



※【通報・相談手段の内訳】

- ・駆け込みホットライン・代表電話 93件(131件)
- ・建設業フォローアップ相談ダイヤル 15件(12件)
- ・上記以外(来庁、手紙、メール、FAX) 22件(9件)

立入検査の実施状況



※上記は立入検査実施件数を県別表示したもの

監督処分・勧告件数

- 営業停止・・・0社
 - 指 示・・・2社
 - 勧 告・・・7社
- 他法令違反(安全衛生法違反)
主任技術者等の配置違反
無許可業者との下請契約
契約書面の未交付 等

建設業に関する調査実施

令和3年1月1日現在、東北地方整備局管内に主たる営業所(本社等)のある、大臣許可業者に調査を実施。

※回答結果は【別紙3】のとおり。

建設業取引適正化推進期間における活動

建設業法令遵守等講習会の実施

<説明内容>

- 建設業法に基づく適正な施工体制と元下関係
 - ・適正な契約の締結と請負代金の支払い
 - ・建設キャリアアップシステム
 - ・社会保険加入対策
- 建設業法改正関連
 - ・新・担い手3法
 - ・建設業の働き方改革の促進
 - ・建設現場の生産性の向上
 - ・持続可能な事業環境の確保

※6県で計8回実施 合計581名の出席

外部機関主催の研修等への講師派遣

<実施状況>

- 改正建設業法及び新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて (福島県郡山市)
- 適正な工期設定及び新担い手3法に係る講習会 (山形労働局:三川町、米沢市、新庄市 3会場) (福島労働局:福島市、いわき市 2会場)

令和3年度の活動方針について

1. 各種相談窓口等の周知と法令違反情報の収集等

当整備局に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、様々な機会を活用し各種相談窓口の周知に努める。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応を図っていくものとする。

- ・令和2年10月に施行された改正建設業法（以下「法改正」という。）において新設された「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施する。
- ・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

併せて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ一層周知する。

2. 立入検査及び報告徴取の実施

立入検査及び報告聴取は、各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に実施する。

【重点事項】

(1) 書面による契約の締結

口頭契約が不払い問題の主な要因であることを踏まえ、書面による契約締結の確認と指導の徹底

(2) 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を行う。

(3) 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義があ

る場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行う。

（4）下請代金の支払手段

法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されたところであり、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

また、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達が発出され、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請事業者負担させないこと等が盛り込まれたところであり、建設業法令遵守ガイドラインについても、今後同様の改定を予定しているため、必要な周知を実施する。

（5）一人親方問題への対策

元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

（6）建設業を支える優秀な担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴蓄積可能な環境の有無、就業履歴蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 建設業退職金共済制度への加入の有無を確認し、加入していない場合は、制度の周知と対応を促す。（加入している場合は、建退共制度にかかる掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

【その他】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努め、本ガイドラインに沿った対応を求める。

3. 各県との更なる連携強化

情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査及び報告聴取の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応する。

4. 建設業の法令遵守に関する周知

下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、引き続き、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていく。

特に、法改正により新設された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、建設業法令遵守ガイドライン（昨年作成した普及啓発のための動画を含む。）等を活用する。

5. 建設業取引適正化推進期間の実施

これまで毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、昨年度は10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と新たに位置付け、取り組みを進めてきた。

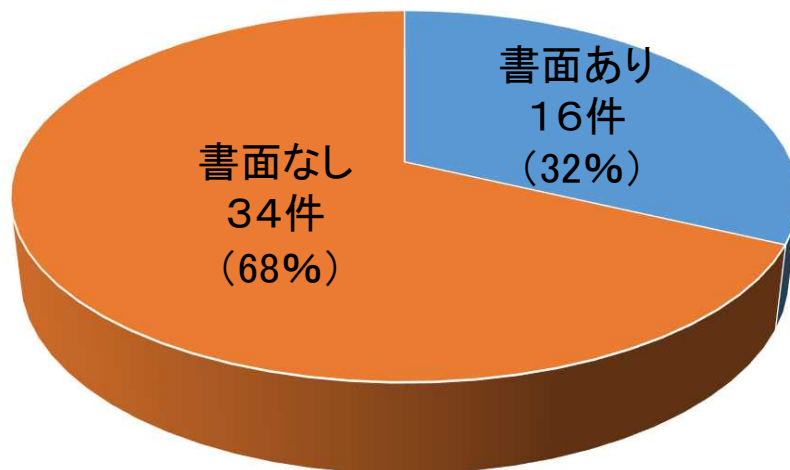
今年度も昨年度に引き続き、「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図るものとする。なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえつつ、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。

書面による契約の徹底について

令和2年度、建設工事における下請代金の不払相談は50件あり、全相談件数の38%を占めておりました。

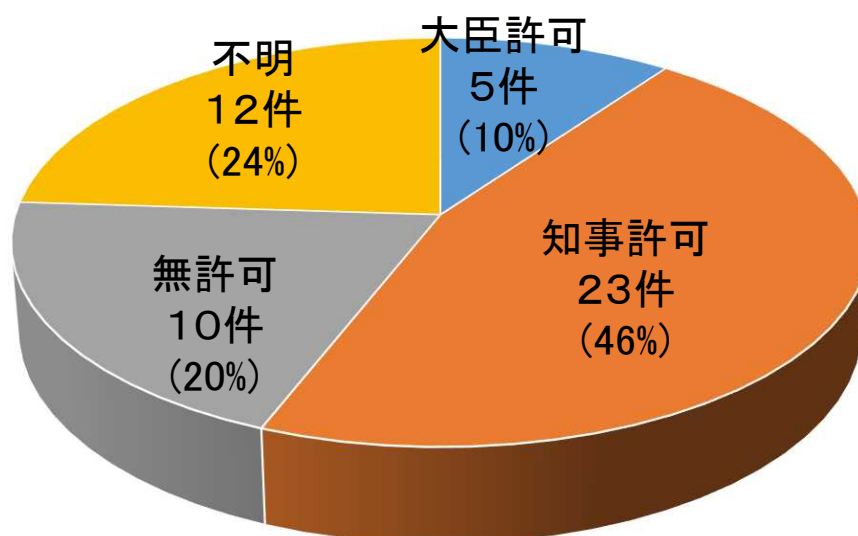
そのうち、書面で契約を締結していない割合は以下のとおりです。書面で契約を締結していない相談者に対しては、建設業法違反であることやトラブルの要因になることを伝え、今後は書面による契約締結をするよう指導しました。

また、契約の相手方である業者に対しても建設業法違反であることや今後は書面による契約の締結をするよう指導しました。



(N=50)

不払相談件数50件のうち、建設業許可区分の割合は次のとおりです。県知事許可業者に対する不払相談は23件あり、全体の約半数を占めておりました。また、無許可業者に対する不払相談は10件となっており、大臣許可業者以外の建設企業に対する不払相談は不明も含めると45件で全体の9割を占めています。



(N=50)

建設業に関する調査の実施について

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部では、管内大臣許可業者に対し、建設業に関する調査を実施しました。設問及び回答結果は以下のとおりです。

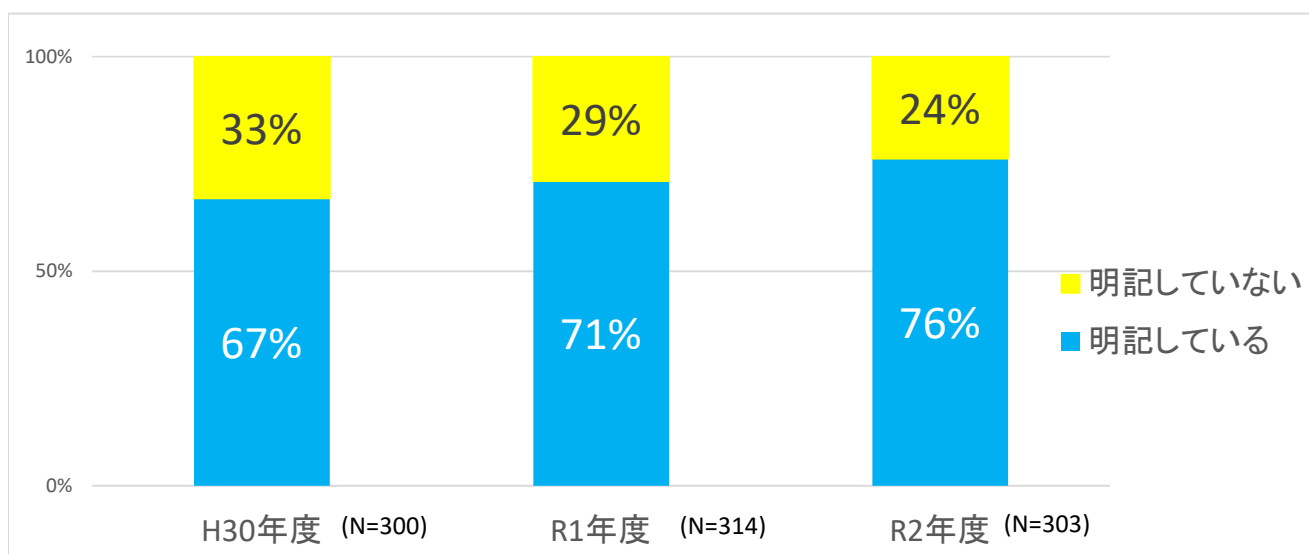
○東北地方整備局管内大臣許可企業506社(令和3年1月1日現在)に調査票を送付。うち373社から回答(回答率73.7%)。

○専ら下請企業は設問Ⅲから回答(元請、下請どちらも該当する場合は全ての設問に回答)。

I. 一次下請への見積依頼・注文書等への記載内容について

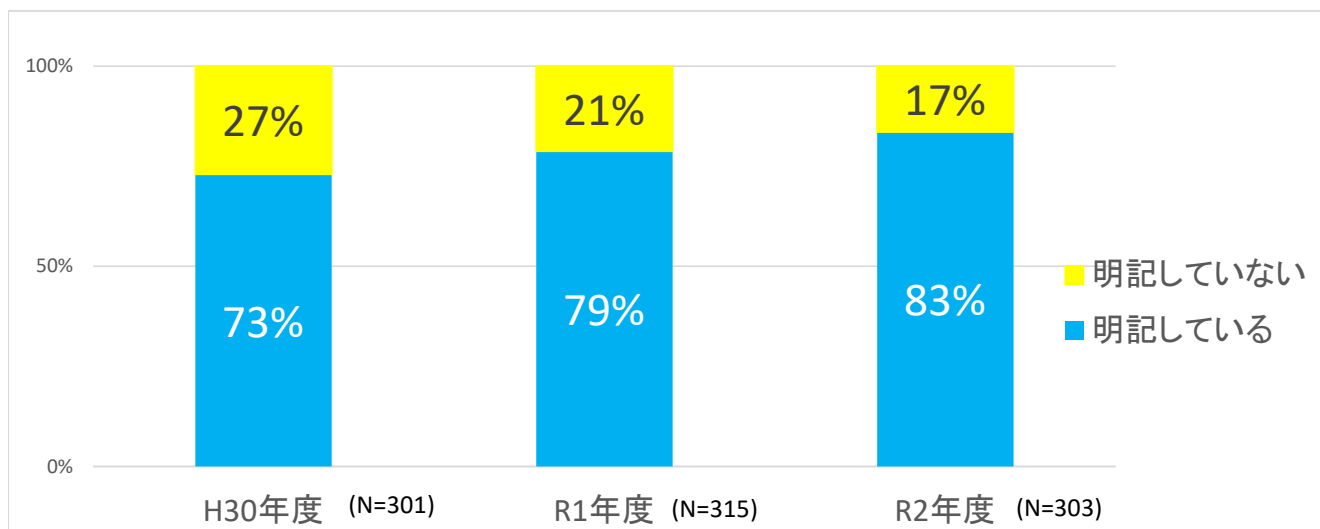
設問1.

一次下請への見積依頼書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と契約しないこと」を明記していますか



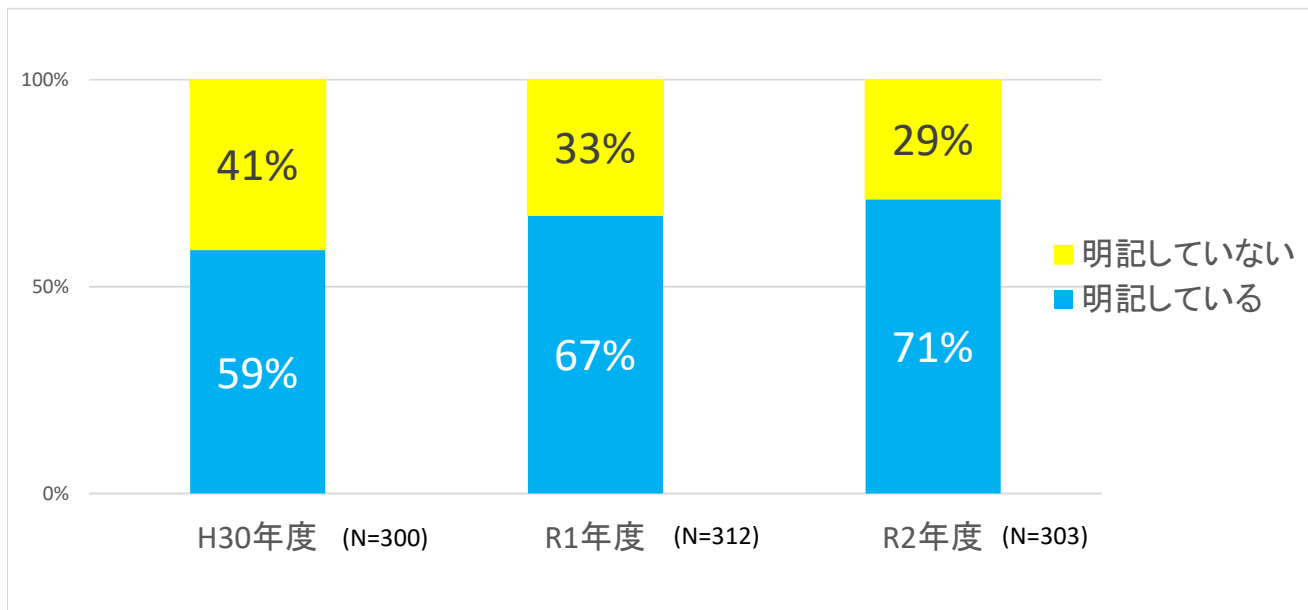
設問2.

一次下請への見積依頼書等に「法定福利費を内訳明示した見積書の提出をすること」を明記していますか



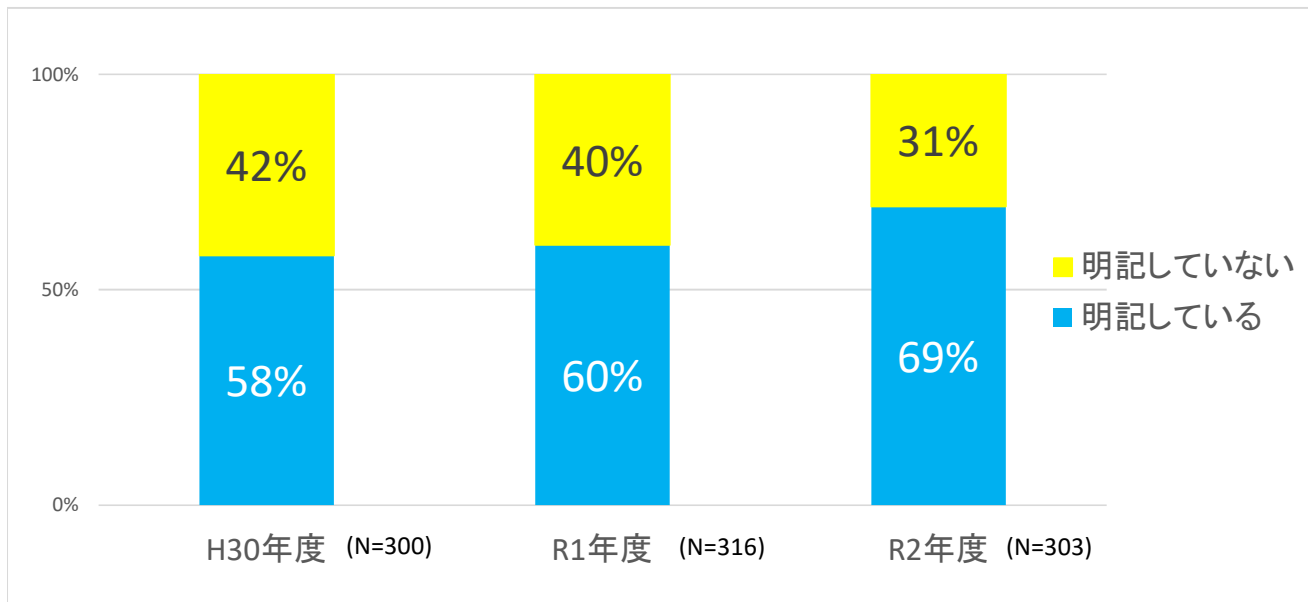
設問3.

一次下請への見積依頼書等に「二次下請に対し、社会保険等の加入を指導し、また、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、それを尊重し、法定福利費を適正に確保した契約を締結すること」を明記していますか



設問4.

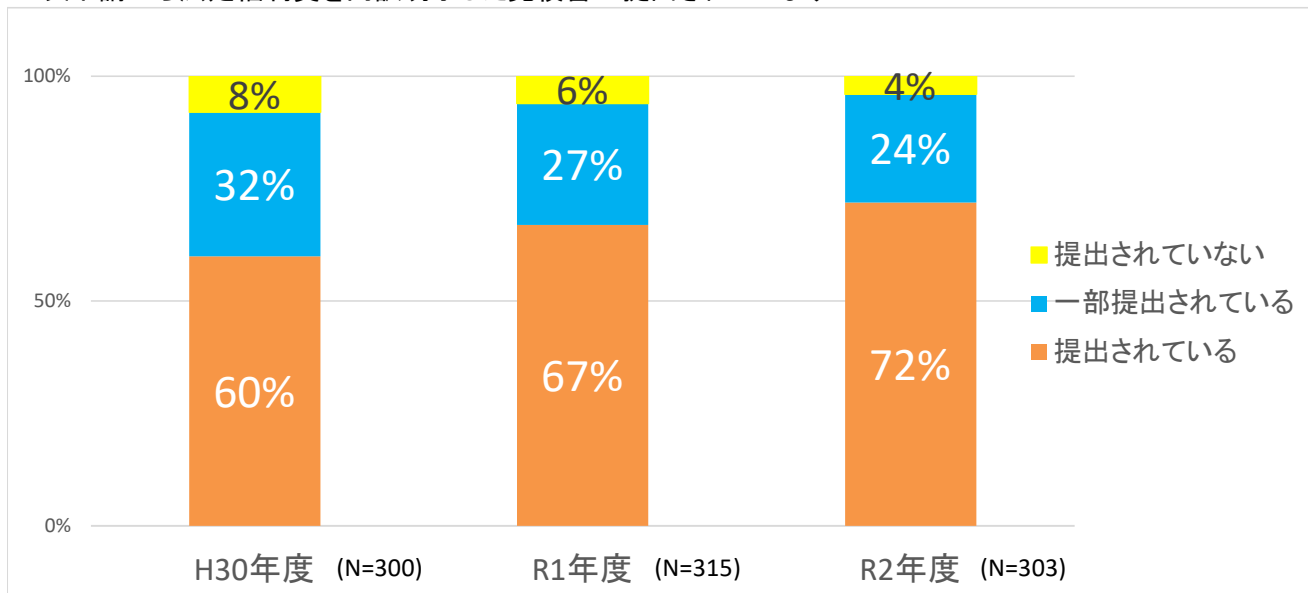
一次下請への注文書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と再下請契約を締結しないこと」等を明記していますか



Ⅱ. 一次下請からの見積書の提出・尊重について

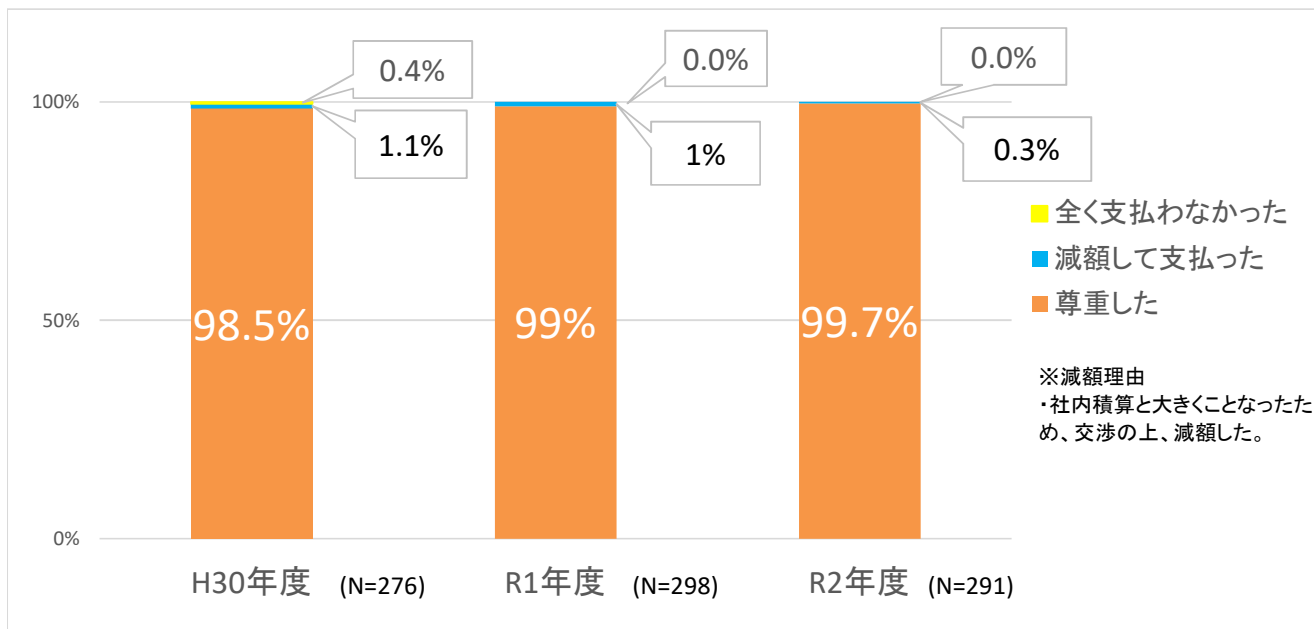
設問1.

一次下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていますか



設問2.

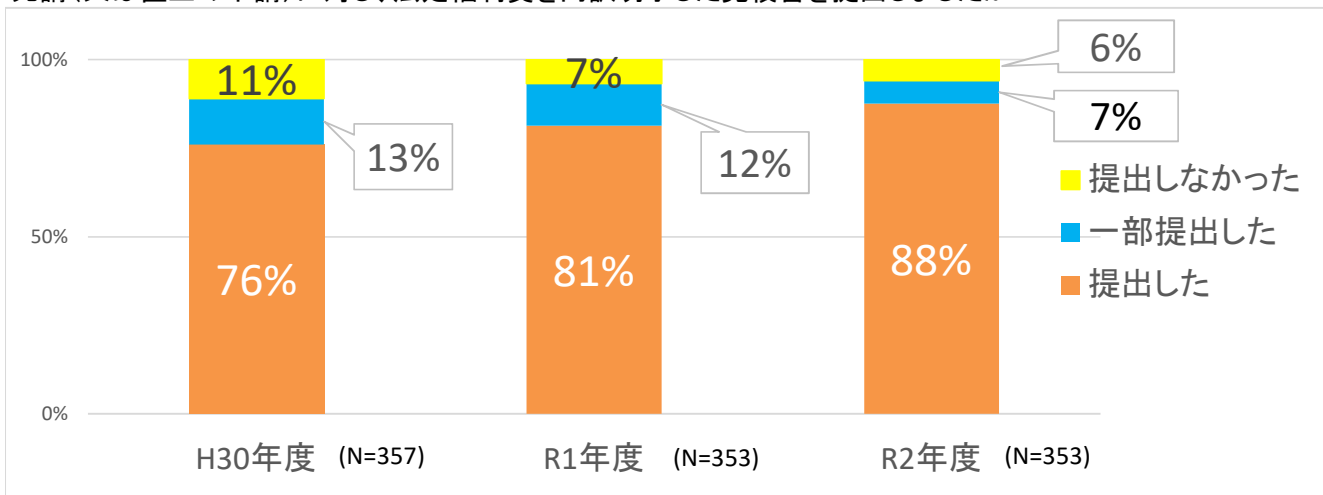
設問1で一次下請から提出された見積書を尊重しましたか



Ⅲ. 元請(又は直上の下請)への見積書の提出・尊重について

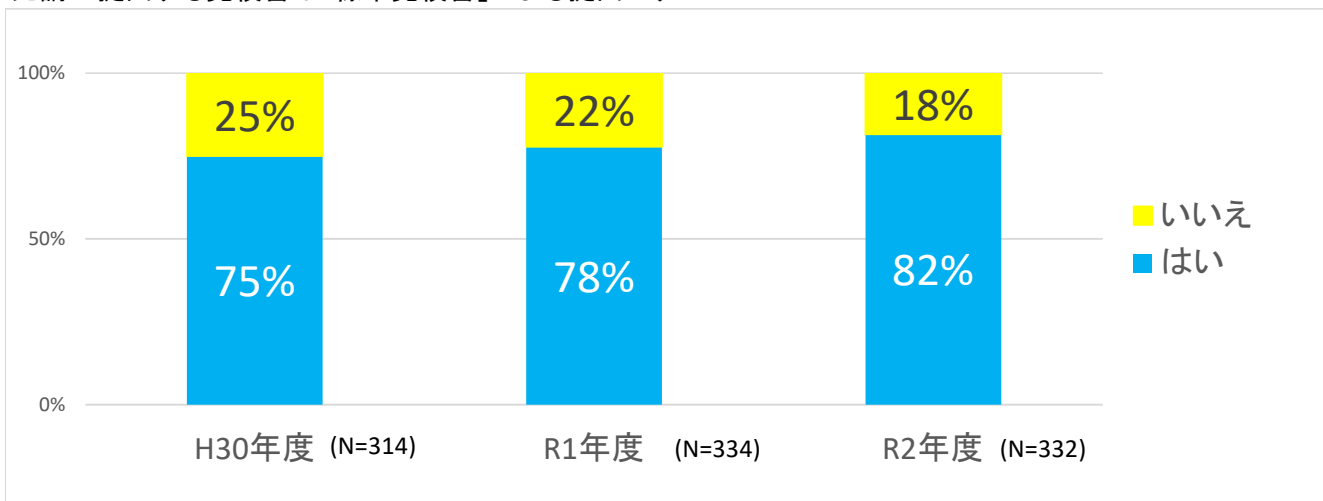
設問1.

元請(又は直上の下請)に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましたか



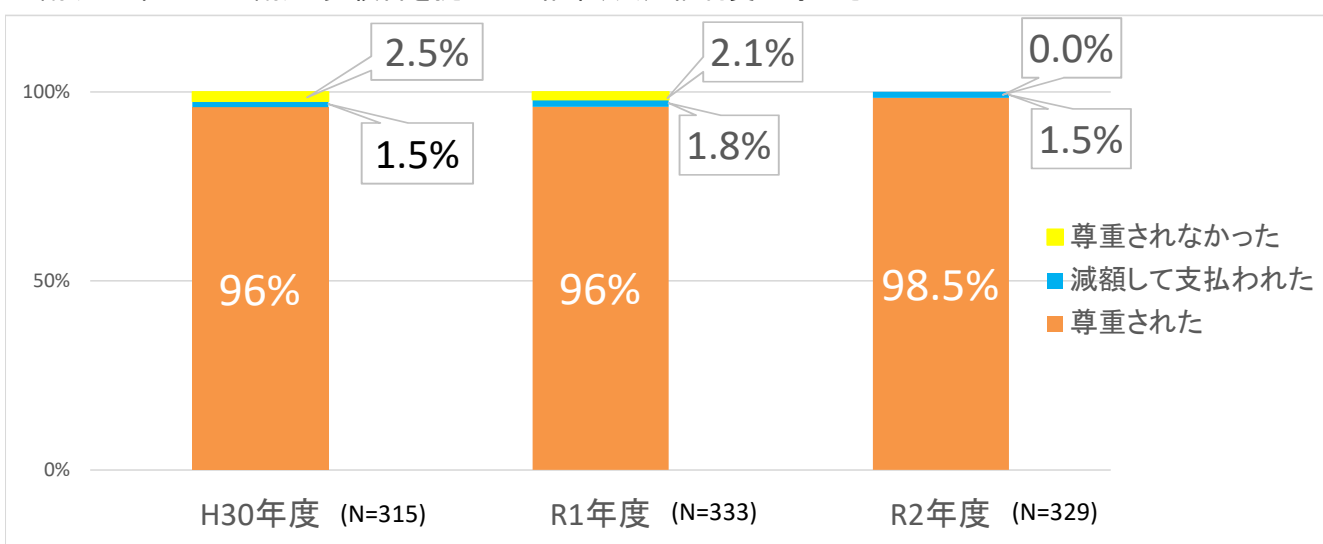
設問2.

元請へ提出する見積書は「標準見積書」による提出ですか



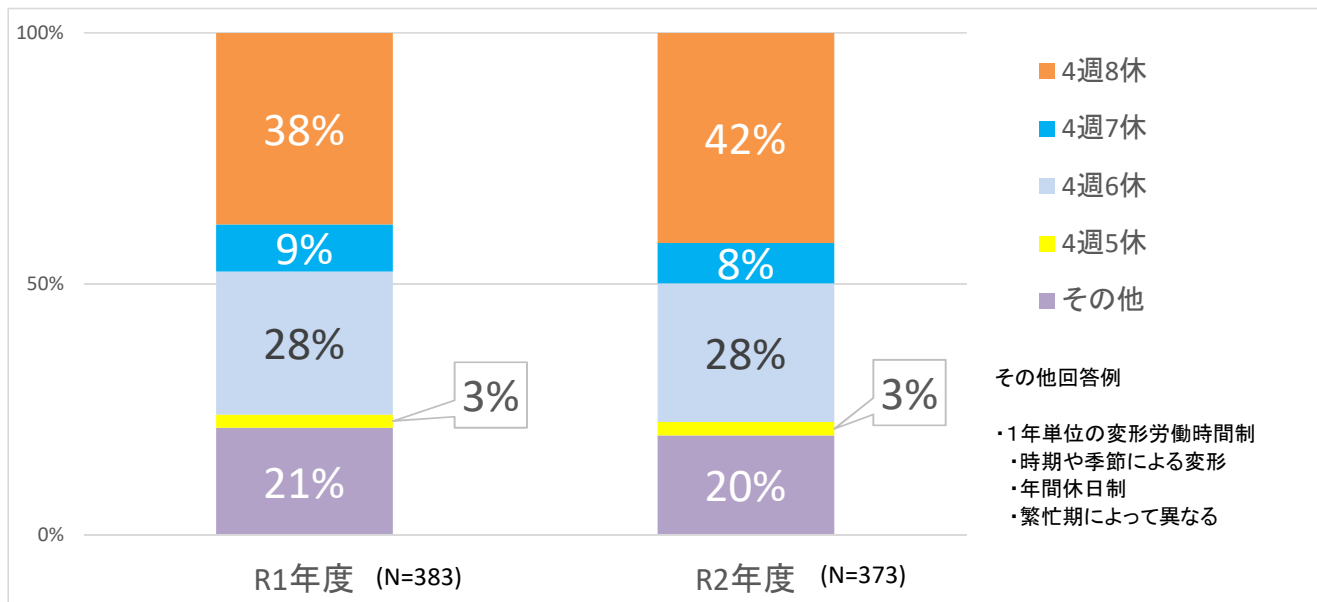
設問3.

元請(又は直上の下請)に見積書を提出した結果、法定福利費は尊重されましたか



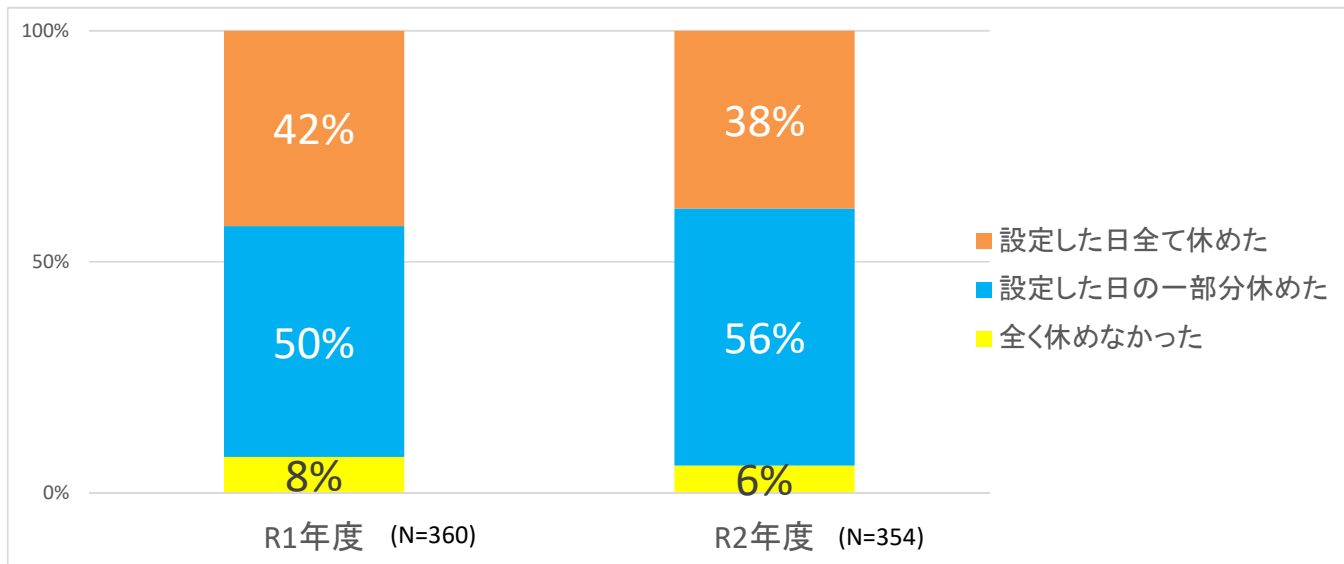
IV. 休日の確保等について

設問1.
貴社の就業規則における休日の状況は次のうちどれですか



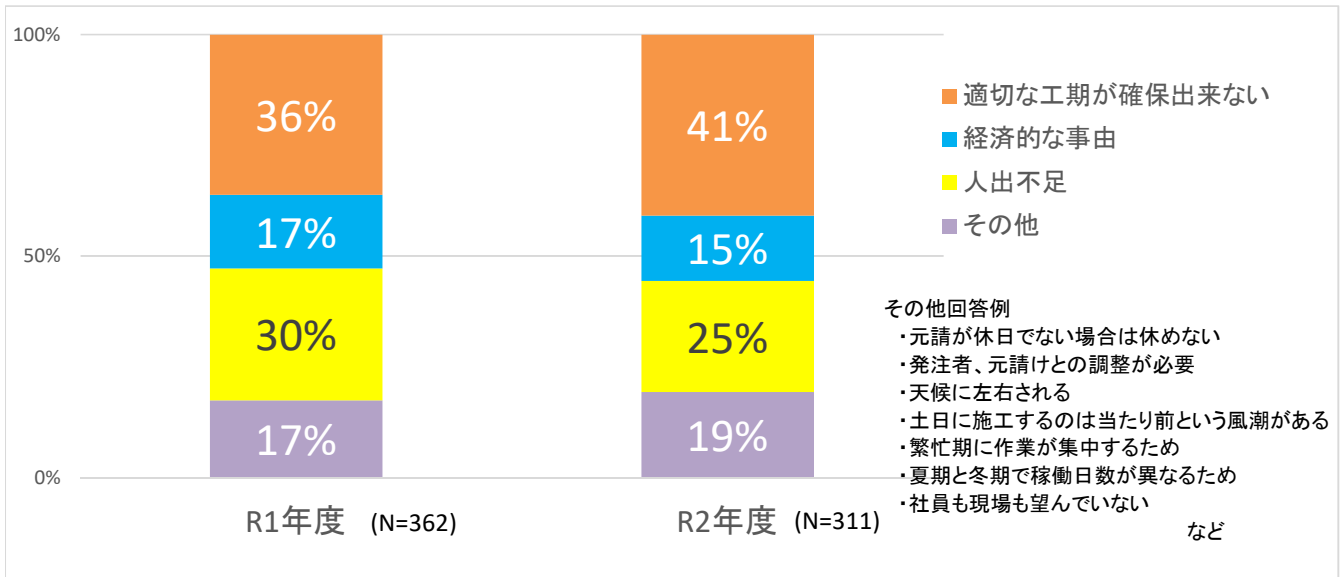
設問2.

「働き方改革」の推進として、2020年に各県単位で県内行政機関並びに建設業界団体が協働し、公共工事を一斉にお休みする「週休二日制普及促進DAY」を設定しましたが、貴社は休めましたか。



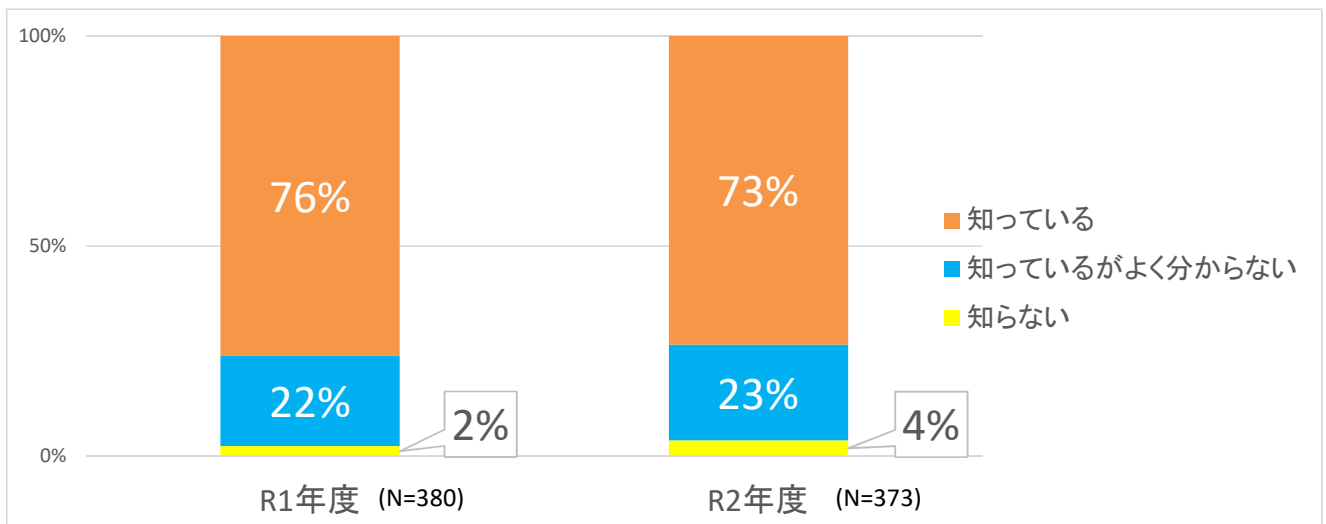
設問3. (設問1の回答で4週8休以外を選択した企業のみ)

貴社が週休2日を導入できない(していない)理由は何ですか (複数回答可)



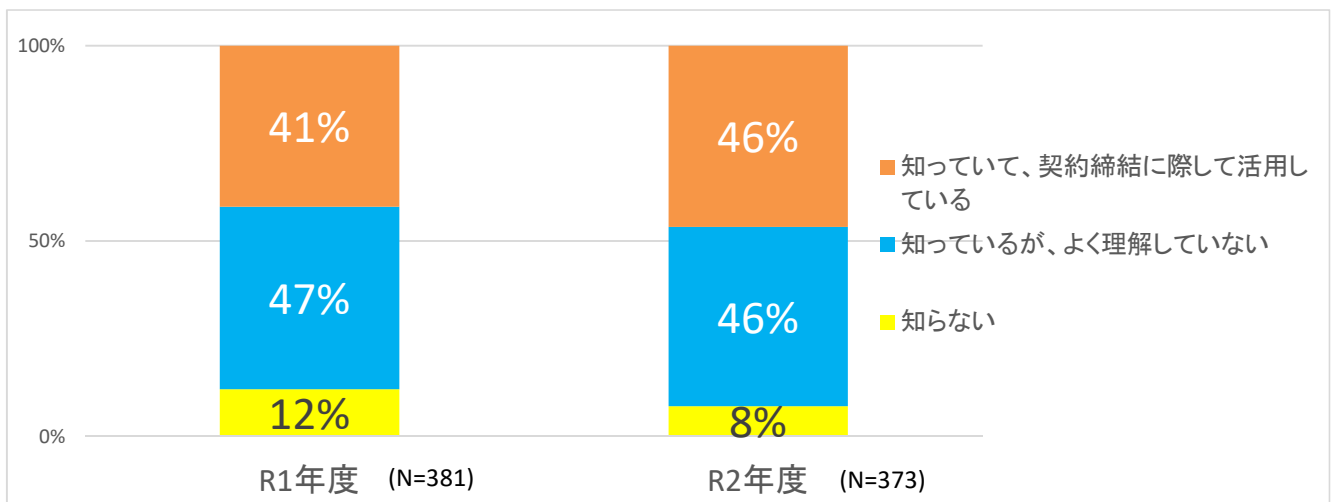
設問4.

平成30年6月に働き方改革関連法案が成立し、平成31年4月に改正労働基準法が施行されました。建設業については5年間の猶予期間を経て、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなりましたが、このことをご存じでしたか



設問5.

国土交通省では、5年間の猶予期間中においても受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項について「建設工事における適正な工期設定等に関するガイドライン」を作成していますが、この事についてご存じでしたか

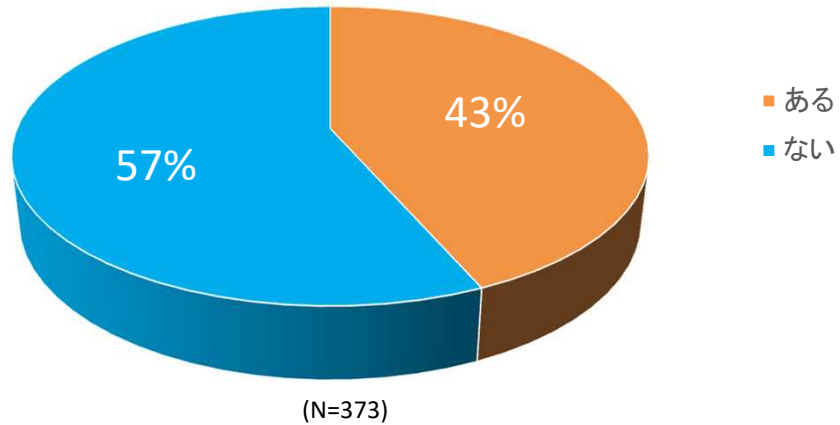


V. 電子契約の締結について

設問1.

令和2年1月1日～令和2年12月31日までににおける工事契約において電子契約書を取り交わした事がありますか。

R2新規調査項目



設問2.

電子契約書の利用頻度(利用率)について教えてください(自由記載)。

(あると回答した場合における利用頻度等)

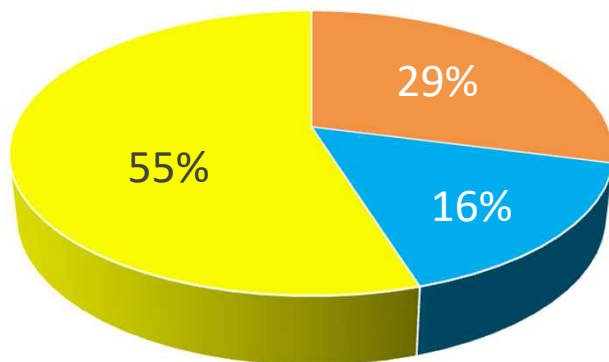
- ・元請として受注した場合
 - ・国交省の工事を受注した場合
 - ・全体の約1割程度
 - ・特定の企業間で取引した約15%
 - ・全体の約9割ほど
 - ・国交省、農水省、ネクスコは電子契約へ移行
 - ・協力会社で対応できるところが少ない
- など

VI. 貴社の建設業法等の把握方法について

設問1.

例年11月頃、各県において建設業法令遵守等講習会を行っておりますが、参加したことはありますか。

R2新規調査項目



(N=372)

- 昨年参加した
- 昨年不参加だが過去に参加
- 参加したことはない

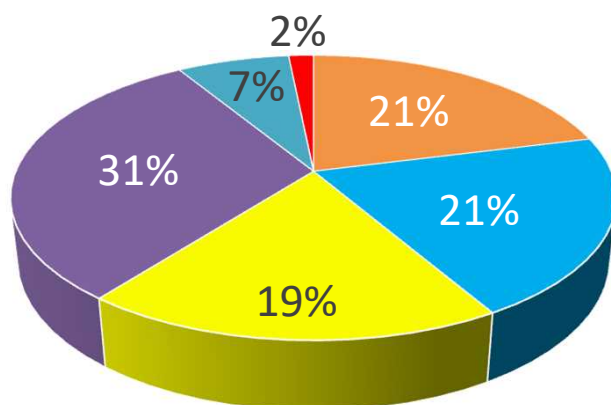
参加しなかった理由

- ・知らなかった
- ・日程が合わなかった
- ・繁忙期のため参加できなかった
- ・お知らせがない
- ・コロナ感染が心配なので参加したくないなど

設問2.

昨年10月に改正建設業法が施行されましたが、貴社において建設業に係る法律の改正内容や関係通知等の情報を得る手段を教えてください(複数回答可)

R2新規調査項目



(N=755)

- 各県建設業協会
- 所属する建設業団体
- 県・市町村 (HPを含む)
- 国交省 (HPを含む)
- その他
- 情報を得ていない

その他回答例

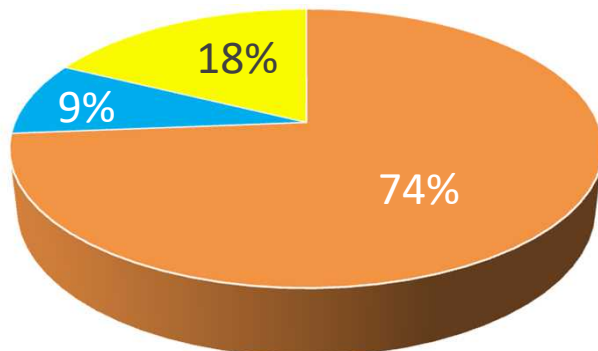
- ・グループの親会社から
- ・行政書士から
- ・顧問弁護士から
- ・業界紙から
- ・インターネットから
- ・商工会議や銀行などから

など

設問3.

改正建設業法では、注文者に対し「著しく短い工期による請負契約の禁止」を義務づけ、工期に関する基準が勧告されましたが、その内容をご存じでしたか。

R2新規調査項目



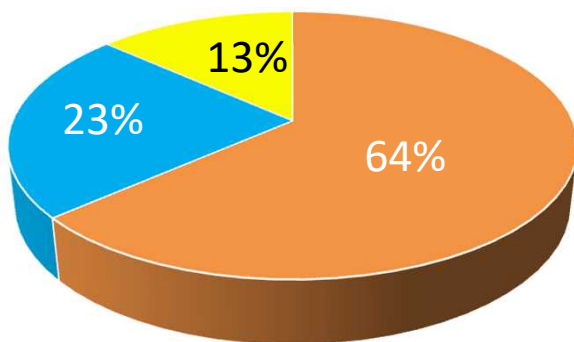
(N=373)

- 知っている
- 知っているが基準どおりの契約にはなっていない
- 知らなかった

設問4.

改正建設業法では「元請の監理技術者は一定の要件を満たす補佐する者を現場に置いたときは、複数の現場を兼務することができる」、「特定専門工事については「当事者間で再下請の技術上の管理を行うこと」を合意したときは再下請先は主任技術者を置く必要はない」旨が定められましたが、ご存じでしたか。

R2新規調査項目



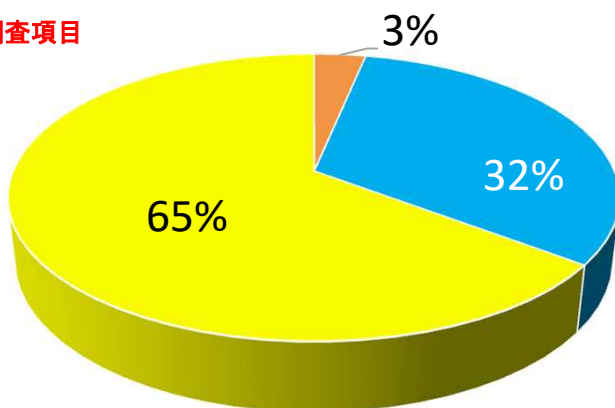
- 知っている
- 一部知っているもしくは知ってはいるが内容は理解していない
- 知らなかった

(N=373)

設問5.

元請の監理技術者は一定の要件を満たす補佐する者を現場に置いたときは、複数の現場を兼務することができる」旨の法改正に伴い、昨年10月1日以降の契約において実際に活用した事例はありますか。

R2新規調査項目



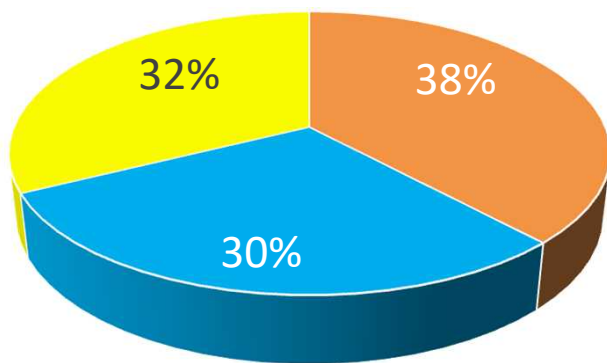
- 活用した
- 活用を検討中
- 活用したことはないもしくは監理技術者を配置する工事を請け負っていない

(N=371)

設問6.

昨年10月1日に建設業退職金共済約款が改正され、「電子申請方式」の追加や「転売防止」に関する規定が改正されましたがご存じでしたか。

R2新規調査項目



- 知っている
- 一部知っているもしくは知ってはいるが内容まで理解していない
- 知らなかった

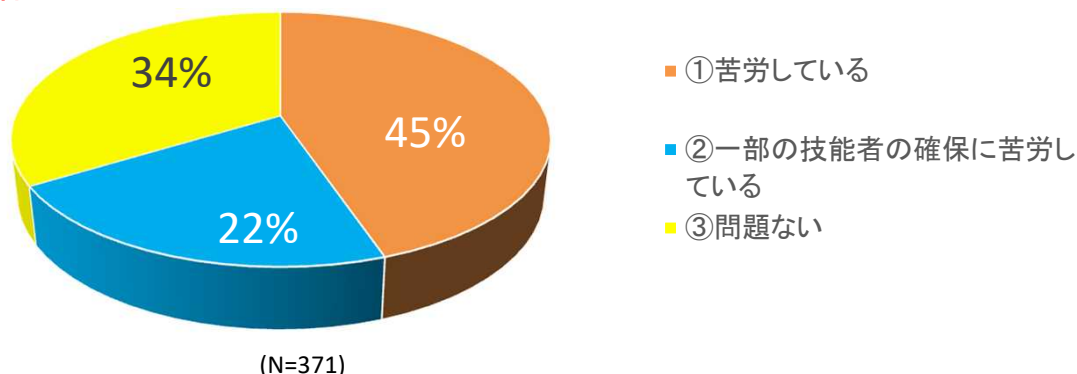
(N=368)

VII. 建設技能者の確保等について

設問1.

建設業界では建設技能者の確保が重要な課題となっておりますが、貴社における建設技能者の確保状況はいかがですか。

R2新規調査項目



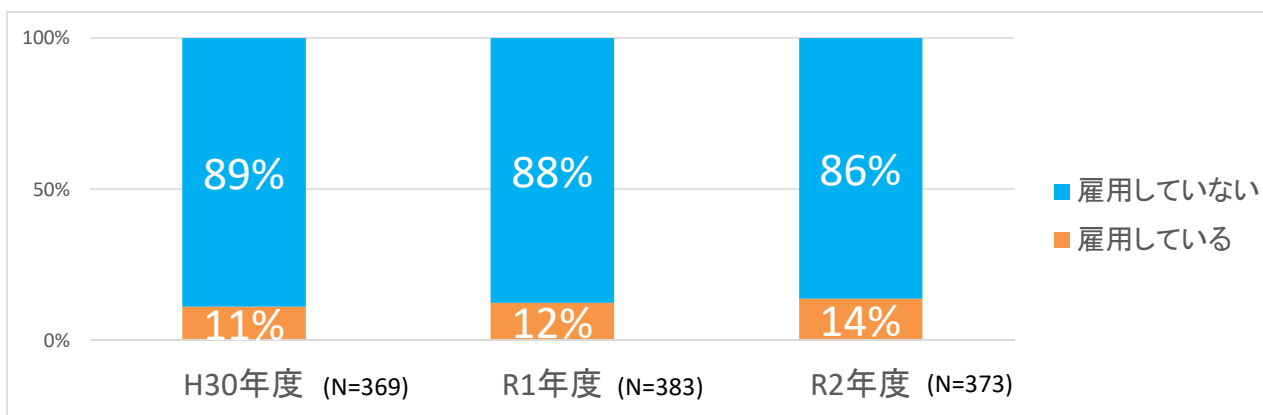
設問2. (設問1で①又は②を選択した企業のみ)

貴社では建設技能者の確保に対しどのような対策や取り組みをしていますか

- ・ハローワークで求人
 - ・協力会社へ働きかけ
 - ・インターネットで募集
 - ・インターンシップの活用
 - ・新卒者と中途採用者を募集の強化
 - ・月給制の導入
 - ・知り合いからの紹介
 - ・外国人実習生
 - ・多能工技能者の育成
- など

設問3.

貴社では外国人労働者を雇用していますか。



設問4. (設問3. で雇用していないと答えた企業のみ)

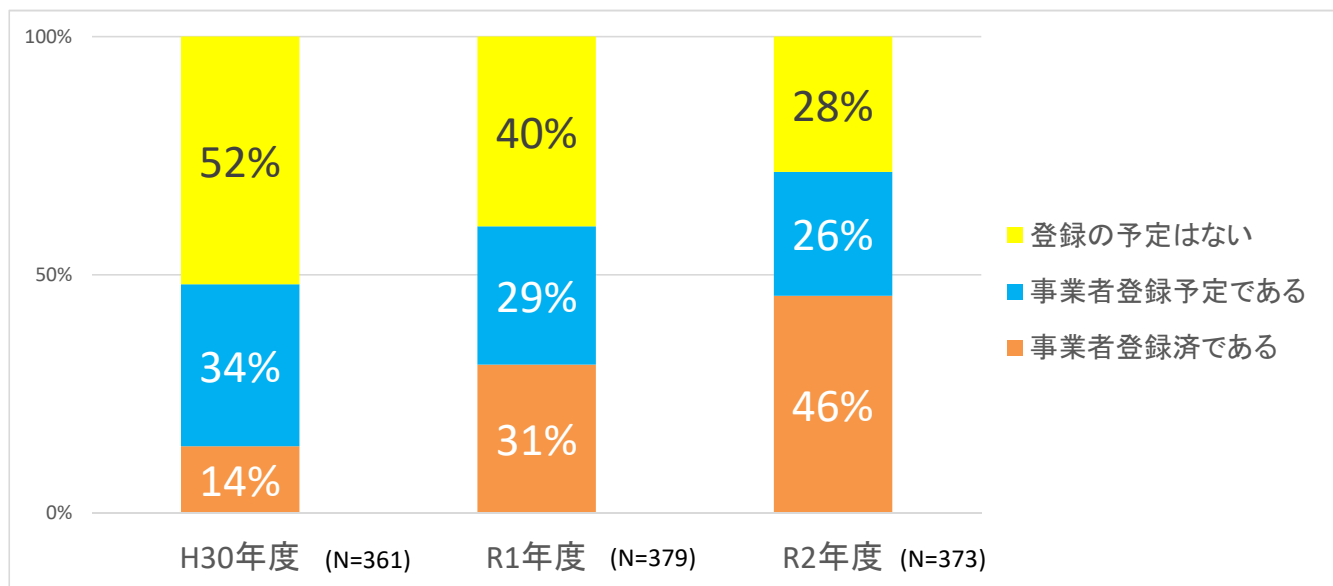
外国人労働者を雇用していない(出来ない)理由として何が課題と考えられますか(自由記載)。

- ・受入体制が整っていない
 - ・日本語が通じない
 - ・短期間の労働しか出来ず経費がかかる
 - ・指導員の人員不足
 - ・コミュニケーションが難しい
 - ・文化の違い
 - ・現場技能者(日本人)が拒否
 - ・トラブル、クレームが心配
 - ・現状、必要性がない
- など

Ⅷ. 建設キャリアアップシステムについて

設問1.

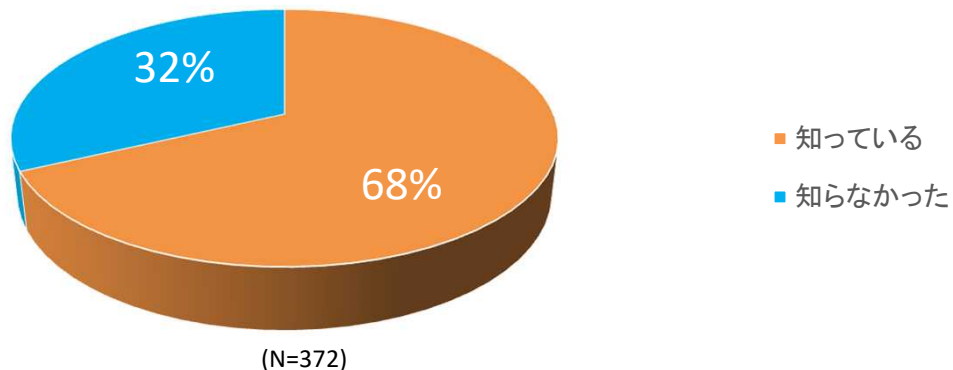
本システムに貴社は加入(事業者登録)されていますか



設問2.

本システムの登録には、社会保険加入の証明が必要ですが、本システムのカードを保持していることで、社会保険加入の証明ができることをご存じでしたか。

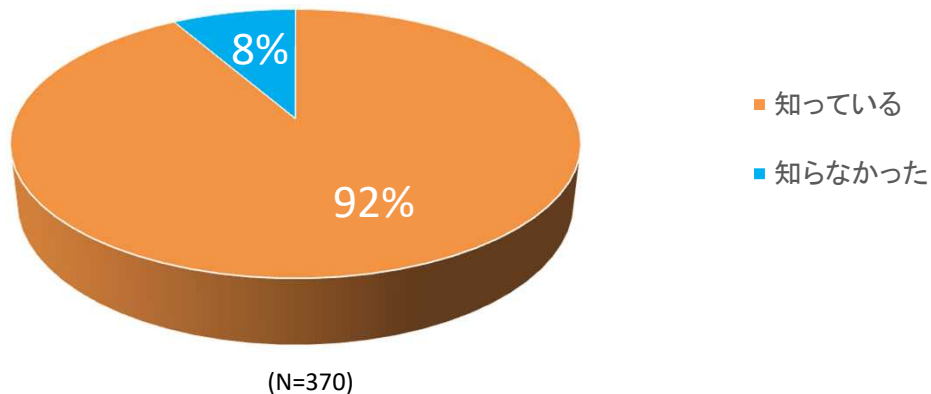
R2新規調査項目



設問3.

令和2年10月から作業員名簿作成義務化に伴い、現場入場者の社会保険加入確認が必要になっていることをご存じでしたか。

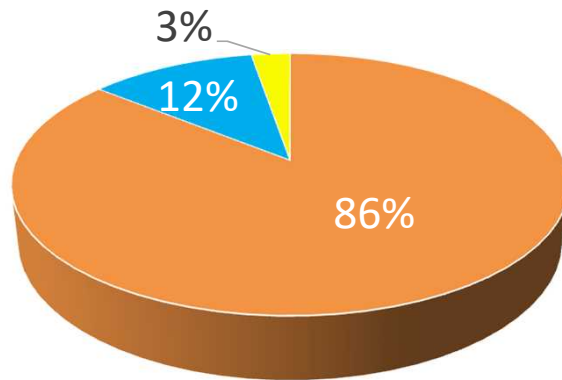
R2新規調査項目



設問4.

現場入場者の社会保険加入の確認において、本システムのカードの保持のみで、加入の有無が確認出来ることは有用としたいと思いますか。

R2新規調査項目



- 有用と思う
- 有用とは思わない
- その他

その他回答例

- ・どちらともいえない
- ・有用とは思うが、費用負担が大きい
- ・有用とするため、社保保険証等と1枚に統合して欲しい

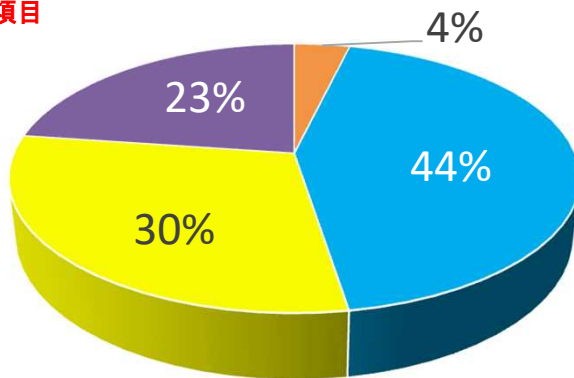
など

(N=373)

設問5.

本システムを利用した建退共の電子申請が令和3年度から本格実施となりますが、このことについてご存じですか。

R2新規調査項目



- 令和3年度から導入予定
- 時期は決めていないが導入予定
- 導入予定はない
- 建退共の電子申請のことをよく知らない

導入予定しないと回答した例

- ・手続きが煩雑
- ・費用が高額
- ・システムへの理解が不十分
- ・企業型確定拠出年金を利用している
- ・中退共へ加入している
- ・知らなかった
- ・カードリーダーの未設置がほとんどで必要性を感じられない

- ・自社の退職金制度があるので
- ・緊急の必要性がないため
- ・今後導入を検討する

など

(N=373)